

東京労働局長
勝田 智明 殿

東京地方最低賃金審議会の意見に対する異議申立書

【異議の内容】

東京都最低賃金額1時間958円はあまりに低く、直ちに1000円とし、速やかに1500円をめざすべきである。

【異議の理由】

全労連、東京地評等の共同で労働運動総合研究所が2008年に行った首都圏・若年単身労働者世帯の最低生計費試算の結果は、税・社会保険料を含めて月額232,658円であった。概ね10年前の調査であるが、2016年の消費者物価指数（生鮮食品を除く全国平均）は2008年を上回っている。さらに、消費税、復興特別税などの増税が行われ、年金掛金も毎年増加する等、公的負担は増加してきた。

こうした状況から考えれば、現在でも上記最低生計費は増額する必要こそあれ、多すぎるということはない。時給958円で年間2085時間働く労働者の平均月収は、166,452円にしかならず、上記最低生計費に対し、月あたり6万6千円以上不足する。この不足額は、教養娯楽費、文化スポーツ費のガマンではすまず、例えば「年金掛金が払えない」、「健康保険税（料）が払えず病気になっても医者にかかれない」、という悲痛な声になって労働組合に聞こえてくる。それどころか、給料日前はまともに食べられないという声さえ聞こえてくる。

働けば「健康にして文化的な最低限の生活」が営めることを保障することが、日本国憲法が政府に求めていることである。上記時間額計算に用いた年間労働時間2085時間は、先進国の平均労働時間を大きく超えるものであり、本来もっと少ない労働時間で生活が支えられなければならない。都民ファーストを掲げる都知事が指揮をとる東京都であれば、中小零細企業の「支払い能力」の担保を含め、早急に都民の最低限度の生活を保障する必要があると考える。

上記異議は、総合的な施策を早急にとり、速やかに1500円を目指しつつ、それでも直ちに時間額1000円以上の最賃を実現することが必要との考えから申し出るものである。

2017年8月14日

〒190-0012
東京都立川市曙町 1-10-2
電話：042-523-3300
FAX：042-523-3320

三多摩地区労働組合連合協議会

議長 芳賀 次郎